

30 高土政第 1210 号
平成 31 年 3 月 20 日

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土 木 部 長

高知県建設工事共同企業体取扱要領の一部改正について（通知）

高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成16年4月28日付け16高建管第67号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

記

1 改正内容

共同企業体方式を活用する工事の規模についての変更を行うもの。

（第5条関係）

2 施行日

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

高知県建設工事共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(共同企業体の目的)

第2条 共同企業体は、県内業者（県内に主たる営業所を有する建設業者をいう。以下同じ。）の技術力の拡充強化及び経験の増大並びに大規模工事の確実な施工及び危険の分散を図り、円滑かつ確実に施工することを目的として結成するものとする。

(運営形態等)

第3条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負う者でなければならない。

(通知等)

第4条 共同企業体に対し知事が行う行為は、すべて当該共同企業体の代表構成員を相手方とする。

(対象工事等)

第5条 共同企業体方式を活用する場合は、原則として次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める規模の工事とする。

- (1) 土木一式工事 発注予定額が3億円以上のもの
- (2) 建築一式工事 発注予定額が5億円以上のもの
- (3) 上記以外の工事 発注予定額が3億円以上のもの

2 前項第1号に定める工事については発注予定額が1億2,500万円以上、前項第2号及び第3号に定める工事については発注予定額が当該各号に定める規模の2分の1以上であり、かつ、県内業者の技術力の向上に資すると認められるものその他特に必要と認められるものについては、同項の規定に関わらず、共同企業体方式を活用することができるものとする。

第6条 次の各号に掲げる構成員による共同企業体方式は、前条に規定する工事のうち当該各号に定める要件に該当するものに活用することができるものとする。

- (1) 県外業者（県外に主たる営業所を有する業者をいう。以下同じ。）と県内業者による共同企業体
県内業者又はその共同企業体では施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、県外業者と県内業者が共同することにより、工事の確実な施工が図られ、県内業者の技術力の向上に資すると認められるもの
- (2) 県内業者のみによる共同企業体
大規模工事又は特殊工事における県内業者の施工経験の増大に資すると認められるもの又は技術力の向上に資すると認められるもの
- (3) 県外業者のみによる共同企業体
県内業者単独又は県内業者を構成員とする共同企業体では施工が困難である特殊工事又は大規模工事で、県外業者が共同することにより、工事の確実な施工及び危険の分散に資すると認められるもの

- 2 前条第2項に規定する工事のうち、土木一式工事であって工法的に簡易なもの等については、前項第2号の規定によらず、高知県建設工事入札参加資格者名簿において土木一式工事のB等級に格付け登載されている者同士により構成された共同企業体を入札に参加させることができるものとする。
- 3 前2項の入札参加資格等の詳細は、工事案件ごとに一般競争入札の公告個別事項において定めるものとする。

(構成員数)

第7条 共同企業体の構成員の数は、原則として2又は3社とする。

(構成員の要件)

第8条 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 高知県建設工事入札参加資格者名簿において当該工事に対応する業種のA等級又はB等級に格付け登載されている者（県外業者にあつては、A等級の県内業者と同等以上の施工実績・能力があると認められる者）であること。
- (2) 工事ごとに、知事が必要と認める当該工事と同種又は類似の工事を元請として施工した経験があること。
- (3) すべての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
- (4) 当該工事に係る申請において、同時に2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。
- (5) 第10条の規定による当該工事の公告の日以後落札決定前までに知事から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合は、共同企業体の構成員になれないこと。

(共同企業体の要件)

第9条 共同企業体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 共同企業体の代表構成員は、構成員の中で最大の施工能力、施工実績等を有する者とし、等級の異なる者の間においては上位等級の者であること。この場合において、代表構成員の出資比率は、構成員中最大又は同等とすること
- (2) 出資割合は、各構成員が共同企業体として施工する工事に関与する割合に応じて定め、各構成員の施工能力を反映した適正なものでなければならない。
- (3) 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、次に掲げる共同企業体の構成員数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以上とすること。

ア 2社 30%

イ 3社 20%

(入札参加手続等)

第10条 当該工事の入札に参加しようとする者は、前各条の規定の趣旨に基づきあらかじめ公告された構成員等の要件を満たすよう共同企業体を自主結成し、公告に定められた手続により知事に申請しなければならない。

2 前項の申請に際しては、別記様式による特定建設工事共同企業体協定書その他の公告で定められた必要書類を添えて提出しなければならない。

3 知事は、期限までに申請のあった共同企業体のうち、事後審査方式による一般競争入札にあってはすべての共同企業体を入札に参加させるものとし、事前審査方式による一般競争入札にあっては公告で定めた構成員等の要件を満たした共同企業体を入札に参加させるものとする。

(構成員が倒産した場合等の取扱い)

第11条 共同企業体の構成員の一部について、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の規定に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てがなされた場合、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）の規定に基づく指名停止措置が行われた場合、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合等の取扱いについては、別紙1及び別紙2のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成16年5月1日から施行する。

(他の要領の廃止)

2 高知県建設工事共同企業体取扱要領（平成10年4月6日付け10監第14号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年5月17日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

(他の通知の廃止)

2 入札参加者基準及び共同企業体の特例について（24高建管第782号平成24年10月25日付け土木部長通知）は、平成25年5月16日限り、廃止する。ただし、同日以前に既に公告を行った一般競争入札については、同通知の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。

別記様式

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、高知県発注の 工事（第 号）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、平成 年 月 日に成立し、 工事の終了後6か月を経過するまでの間は解散することができない。

(構成員の名称又は商号)

第5条 当共同企業体は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社をもってその構成員とする。

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇をもって代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当共同企業体を代表してその権限を行使することを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当共同企業体に属する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 当共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を考慮の上構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

(役員その他工事施工機関の組織及び選任)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け建設工事の完成に当たるものとする。

2 組織、編成及び工事の施工に関する基本事項については、運営委員会において協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

3 運営委員会は委員長及び委員で構成するものとし、委員長には当共同企業体の代表者を充てる。委員には、その他の構成員が選任した者をもって充てる。

4 運営委員会は、監査委員を選任する。

5 監査委員は、運営委員会の構成員と兼務することができない。

6 運営委員会の議事進行その他運営に関して必要な事項は、運営委員会において定める。

(事務局)

第10条 運営委員会のもとに事務局を設ける。

(各構成員の責任)

第11条 各構成員は、当該建設工事の請負契約の履行、下請契約その他当該建設工事の施工に伴い当共同企業が負担する債務の履行に関して連帯責任を負う。

(取引金融機関)

第12条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(会計期間)

第13条 当共同企業体の会計期間は、当共同企業体成立の日から解散の日までとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に配当するものとする。

(欠損金の負担割合及び補てん方法)

第15条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が負担するものとする。

(工事しゅん工後における人員、機械、残材料等に関する処置)

第16条 工事しゅん工後残有する当共同企業体が雇用した職員及び労務者に対する処置は、運営委員会でこれを定める。

- 2 工事しゅん工後残存する機械、材料等は、当共同企業体の構成員中の希望する者に運営委員会の議決を経て売却するものとして、その代価は、当共同企業体の収入とするものとする。ただし、運営委員会の承認を得たときは、構成員以外の者に売却することができる。

(決算の監査)

第17条 決算終了後代表者は、営業報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益金処分案）を作成し、運営委員会の議決を経て1か月以内に監査委員に提出し承認を求めものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第18条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第19条 構成員は、発注者及び運営委員会の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員は工事の施工について発注者と協議するものとする。
- 3 脱退構成員があった場合の残存構成員の出資割合は、脱退前に脱退構成員が行っていた出資割合を残存構成員が現に出資している割合により分割し、第8条に規定する残存構成員の割合に加えたものとする。
- 4 脱退構成員の出資金返還は、決算の際に行う。ただし、決算の結果欠損金を生じたときは、脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を脱退構成員の出資金から控除した額を返還金額とする。
- 5 決算の結果利益金が生じた場合であっても、脱退構成員には利益の配分は行わない。

(構成員の除名)

第 20 条 工事途中における構成員の重要な義務の不履行その他当該構成員と当共同企業体を維持することが困難と認められる事由が生じた場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において当該構成員の除名を決定することができる。

2 前項の決定が行われたときは、当共同企業体の代表者は除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。ただし、当共同企業体の代表者である構成員が除名となる場合には、次条の規定により新たに代表者となった者がこれを行う。

3 構成員の除名が行われたときの処置については、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第 21 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合の当企業体の代表者については、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において残存構成員のいずれかを代表者として決定するものとする。

(工事途中において構成員の破産等があった場合の処置)

第 22 条 構成員のいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合等においては、第 19 条又は第 20 条の規定を準用する。

(工事しゅん工後解散までの間において構成員の脱退等があった場合の処置)

第 23 条 構成員のいずれかが建設工事しゅん工後当共同企業体が解散に至るまでの間において脱退し、破産し、又は解散した場合等における処置については、残存構成員が協議して定める。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 24 条 当共同企業体が解散した後においても、当該建設工事につき、瑕疵担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 25 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとし、発注者と協議する。

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するとともに、1 通を高知県に提出する。

平成 年 月 日

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

構成員 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

別紙 1 工事着手前に共同企業体の構成員の一部について会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされた場合等の取扱いについて

第 1 工事着手前に共同企業体の構成員の一部について更生手続開始の申立て等がなされた場合

1 公告日以後開札前間に共同企業体の構成員の一部について更生手続開始の申立て等がなされた場合

- (1) 共同企業体の構成員の一部について会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律の規定に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て等」という。）がなされた場合、当該共同企業体については、入札参加資格の確認（以下別紙 1 の第 1 において「確認」という。）を行わず、入札に参加できないものとする。

事前審査方式の場合において既に確認を行っているときは、これを取り消し、その旨を当該共同企業体に通知する。

- (2) 当該共同企業体のうち更生手続開始の申立て等がなされた構成員（これらの手続開始後に、知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者を除く。以下別紙 1 の第 1 において「被申立て会社」という。）以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被申立て会社に代わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、確認の申請を行うことができるものとする。

ただし、構成員の一部について更生手続開始の申立て等がなされたこと以外を理由として、入札参加が認められない場合は、この限りでない。

- (3) (2)の確認の申請を行おうとする者は、必ず申請書を発注機関に持参しなければならない。
- (4) (2)の確認の申請があることをもって入札公告に定める開札の日時等は変更しないものとする。
- (5) 発注機関は、(2)の確認の事務手続を、事前審査方式の場合にあっては開札の時までに、事後審査方式の場合にあっては事後審査時に行うものとする。

2 事後審査方式の場合において、開札以後落札決定前間に共同企業体の構成員の一部について更生手続開始の申立て等がなされたとき

- (1) 事後審査方式の場合において、開札以後落札決定前間に落札候補者である共同企業体の構成員の一部について更生手続開始の申立て等がなされたときは、当該共同企業体は入札参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) (1)の場合は、次順位者を落札候補者として、入札参加資格の審査、落札決定等の手続を進めるものとする。

3 落札決定以後に共同企業体の構成員の一部について更生手続開始の申立て等がなされた場合

- (1) 落札決定以後は、契約書作成前であったとしても、契約は原則として成立しているが、この契約の取扱いについては、被申立て会社を含む共同企業体の施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。
- (2) (1)の判断に当たっては、被申立て会社以外の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を考慮するものとする。

- (3) 落札決定以後契約締結前又は仮契約締結以後本契約成立前の間にあつては、施工が可能であると判断される場合には契約を締結し、不可能であると判断される場合には、落札決定を取り消し、又は仮契約を解除し、新たに入札を実施するものとする。
- (4) 契約締結以後にあつては、施工が可能であると判断される場合には契約を継続し、不可能であると判断される場合には契約を解除するものとする。

なお、施工が可能であるかどうかについては、更生手続開始の申立て等の事実のみをもって形式的に判断するのではなく、実質的に施工能力の有無を考慮して契約の継続が可能であるかどうかを判断するものとする。

第2 工事着手前に共同企業体の構成員の一部について指名停止措置が行われた場合

1 公告日以後開札前に共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合

- (1) 共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合、当該共同企業体については、入札参加資格の確認（以下別紙1の第2において「確認」という。）を行わず、入札に参加できないものとする。

事前審査方式の場合において既に確認を行っているときは、これを取り消し、その旨を当該共同企業体に通知する。
- (2) 当該共同企業体のうち指名停止措置を受けた構成員（以下別紙1の第2において「被指名停止会社」という。）以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、確認の申請を行うことができるものとする。

ただし、構成員の一部が指名停止措置を受けたこと以外を理由として、入札参加が認められない場合は、この限りでない。
- (3) (2)の確認の申請を行おうとする者は、必ず申請書を発注機関に持参しなければならない。
- (4) (2)の確認の申請があることをもって入札公告に定める開札の日時等は変更しないものとする。
- (5) 発注機関は、(2)の確認の事務手続を、事前審査方式の場合にあつては開札の時までに、事後審査方式の場合にあつては事後審査時に行うものとする。

2 事後審査方式の場合において、開札以後落札決定前に共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けたとき

- (1) 事後審査方式の場合において、開札以後落札決定前に落札候補者である共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けたときは、当該共同企業体は入札参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) (1)の場合は、次順位者を落札候補者として、入札参加資格の審査、落札決定等の手続を進めるものとする。

3 落札決定以後に共同企業体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合

- (1) 指名停止は新たな指名についての停止措置であることから、落札決定以後は、指名停止措置を受けたことが直ちに契約の有効性に関して影響を与えるものではない。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為により指名停止措置を受ける対象となる等、当該共同企業体と契約締結することが道義的に適

当でなく、県民世論として許容できないと判断される状況にある場合には、落札決定を取り消し、契約を締結しないことを検討することとし、既に契約（仮契約を含む。）を締結しているときは、当該契約の解除を検討する。

第3 工事着手前に共同企業体の構成員の一部が倒産した場合

1 公告日以後開札前間に共同企業体の構成員の一部が倒産した場合

- (1) 共同企業体の構成員の一部が倒産（破産法の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされた場合、手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分があった場合、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき解散した場合その他これらに類する場合をいい、別紙1の第1に規定する更生手続開始の申立て等がなされた場合を除く。以下別紙1の第3において「倒産」という。）の状態となった場合、当該共同企業体については、入札参加資格の確認（以下別紙1の第3において「確認」という。）を行わず、入札に参加できないものとする。

事前審査方式の場合において既に確認を行っているときは、これを取り消し、その旨を当該共同企業体に通知する。

- (2) 当該共同企業体のうち倒産の状態となった構成員（以下別紙1の第3において「倒産構成員」という。）以外の構成員については、開札の時より前であれば、入札公告に定める期限にかかわらず、倒産構成員に代わる構成員を補充した上で、新たに共同企業体を結成し、確認の申請を行うことができるものとする。

ただし、構成員の一部が倒産の状態となったこと以外を理由として、入札参加が認められない場合は、この限りでない。

- (3) (2)の確認の申請を行おうとする者は、必ず申請書を発注機関に持参しなければならない。
- (4) (2)の確認の申請があることをもって入札公告に定める開札の日時等は変更しないものとする。
- (5) 発注機関は、(2)の確認の事務手続を、事前審査方式の場合にあっては開札の時までに、事後審査方式の場合にあっては事後審査時に行うものとする。

2 事後審査方式の場合において、開札以後落札決定前間に共同企業体の構成員の一部が倒産したとき

- (1) 事後審査方式の場合において、開札以後落札決定前間に落札候補者である共同企業体の構成員の一部が倒産の状態となったときは、当該共同企業体は入札参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) (1)の場合は、次順位者を落札候補者として、入札参加資格の審査、落札決定等の手続を進めるものとする。

3 落札決定以後に共同企業体の構成員の一部が倒産した場合

- (1) 落札決定以後は、契約書作成前であったとしても、契約は原則として成立しており、契約の相手方を変更することは認められないが、この契約の取扱いについては倒産構成員以外の構成員の施工能力を総合的に判断し、決定するものとする。
- (2) (1)の判断に当たっては、倒産構成員以外の構成員の施工能力を踏まえつつ、現場の状況、下請企業及び金融機関との関係等を考慮するものとする。倒産構成員以外の構成員が1社である場合で、当該1社での施工を認めることとなった場合には、当該共同企業体は存続し、かつ、従前の契約は有効として取り扱うことができるものとする。

(3) 落札決定以後契約締結前又は仮契約締結以後本契約成立前の間にあつては、施工が可能であると判断される場合には契約を締結し、不可能であると判断される場合には落札決定を取り消し、又は仮契約を解除し、新たに入札を実施するものとする。

なお、契約を締結することとした場合、契約の締結までに倒産構成員は共同企業体から脱退するものとする。

(4) 契約締結以後にあつては、施工が可能であると判断される場合には契約を継続し、不可能であると判断される場合には契約を解除するものとする。

なお、契約を継続することとした場合、工事着手までに倒産構成員は共同企業体から脱退するものとする。

別紙2 工事着手後に共同企業体の構成員の一部が倒産した場合等の取扱いについて

第1 共同企業体が3社以上から構成されている場合

共同企業体の一部の構成員が倒産等（破産法の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされた場合、更生手続開始の申立て等がなされた場合、手形若しくは小切手の不渡り又は手形交換所による取引停止処分があつた場合、会社法の規定に基づき解散した場合その他これらに類する場合をいう。以下別紙2において「倒産等」という。）の状態となった場合、当該構成員の構成員たる資格を維持したまま、当該共同企業体のうち倒産等の状態となった構成員以外の構成員（以下別紙2において「残存構成員」という。）との契約を継続し、施工することは可能である。

ただし、契約を継続する場合、倒産等の状態となった構成員又は当該構成員に対する債権者等との関係で紛争が生じる懸念があることから、可能な限り早期に当該構成員を共同企業体から脱退又は除名によって排除するかどうかを共同企業体において検討することが望ましい。

1 構成員が自ら脱退する場合

- (1) 構成員は別記様式による協定書（以下別紙2において「協定書」という。）第19条の規定に基づき、発注者及び運営委員会の承認により任意の脱退が可能である。また、構成員が破産法の規定に基づき破産手続開始の決定がなされた場合又は会社法の規定に基づき解散した場合（以下別紙2において「破産し、又は解散した場合」という。）等においては、協定書第22条において準用する第19条の規定に基づき、発注者及び運営委員会の承認により脱退が可能である。
- (2) 発注者及び残存構成員による運営委員会が脱退を承認することと併せて、発注者及び残存構成員は共同企業体の名称変更に関する変更契約を締結するものとする（文例1から3まで）。
- (3) 発注者は保証会社等に対して構成員の脱退を承認した旨の通知を行うものとする（文例4）。
- (4) 発注者は直ちに出来形検査を行い、構成員の脱退時点における工事の出来高（工事の完成度）を確認しなければならない。保証会社等による契約の保証が行われている場合には、当該保証会社等と連絡調整のうえ、残存構成員及び脱退した構成員とともに当該保証会社等に立会を求め、出来高確認書に立会人の確認を求めものとする。

2 構成員を除名する場合

- (1) 構成員の除名は協定書第20条の規定に基づき、発注者及び残存構成員全員の承認により運営委員会において決定することが可能である。また、協定書第22条において準用する第20条の規定に基づき、構成員が破産し、又は解散した場合等においては発注者及び残存構成員全員の承認により運営委員会において除名を決定することが可能である。
- (2) 構成員を除名する場合、当該構成員に重要な義務の不履行その他当該構成員と共同企業体を維持することが困難と認められる次のような事由が必要である。
 - ① 出資義務違反等の共同企業体構成員に課せられた義務の不履行
 - ② 共同企業体の業務執行における不正の行為
 - ③ 共同企業体の円滑な運営が妨げられる行為等（手形交換所による取引停止処分等、事実上の倒産の状態にあることも含むが、単に更生手続開始の申立て等がなされた事実のみであれば該当しない。）
- (3) 発注者及び残存構成員全員の承認により運営委員会が除名を決定することと併せて、発注者及び

残存構成員は共同企業体の名称変更に関する変更契約を締結するものとする。また、共同企業体の代表者は除名した構成員に対して除名した旨を通知しなければならない（文例5から7まで）。

- (4) 発注者は保証会社等に対して構成員の除名を承認した旨の通知を行うものとする（文例8）。
- (5) 発注者は直ちに出来形検査を行い、構成員の除名時点における工事の出来高（工事の完成度）を確認しなければならない。保証会社等による契約の保証が行われている場合には、当該保証会社等と連絡調整のうえ、残存構成員とともに当該保証会社等に立会を求め、出来高確認書に立会人の確認を求めるものとする。

第2 共同企業体が2社から構成されている場合

2社からなる共同企業体において構成員の一方が倒産等の状態となった場合でも、協定書第11条の規定に基づき残存構成員の工事履行義務は残り、共同企業体も当然に解散することにはならない。

脱退又は除名によって構成員が1社となった場合、残存構成員に当該工事を完成する能力及び意思があると認められるときは、当該共同企業体は存続し、かつ、従前の契約は有効として取り扱うことができるものとする。

1 構成員が自ら脱退した後、共同企業体を存続し残存構成員に工事を施工させる場合

- (1) 構成員は協定書第19条の規定に基づき、発注者及び運営委員会の承認により任意の脱退が可能である。また、協定書第22条において準用する第19条の規定に基づき、構成員が破産し、又は解散した場合等においては発注者及び運営委員会の承認により脱退が可能である。
- (2) 発注者及び残存構成員による運営委員会が脱退を承認することと併せて、発注者及び残存構成員は共同企業体の名称変更に関する変更契約を締結するものとする（文例9から11まで）。
- (3) 発注者は保証会社等に対して構成員の脱退を承認した旨の通知を行うものとする（文例12）。
- (4) 発注者は直ちに出来形検査を行い、構成員の脱退時点における工事の出来高（工事の完成度）を確認しなければならない。保証会社等による契約の保証が行われている場合には、当該保証会社等と連絡調整のうえ、残存構成員及び脱退した構成員とともに当該保証会社等に立会を求め、出来高確認書に立会人の確認を求めるものとする。

2 構成員を除名した後、共同企業体を存続し残存構成員に工事を施工させる場合

- (1) 構成員の除名は協定書第20条の規定に基づき、発注者の承認により運営委員会において決定することが可能である。また、協定書第22条において準用する第20条の規定に基づき、構成員が破産し、又は解散した場合等においては発注者の承認により運営委員会において除名を決定することが可能である。
- (2) 構成員を除名する場合、構成員に重要な義務の不履行その他当該構成員と共同企業体を維持することが困難と認められる次のような事由が必要である。
 - ① 出資義務違反等の共同企業体構成員に課せられた義務の不履行
 - ② 共同企業体の業務執行における不正の行為
 - ③ 共同企業体の円滑な運営が妨げられる行為等（手形交換所による取引停止処分等の事実上の倒産状態にあることも含むが、単に更生手続開始の申立て等がなされた事実のみであれば該当しない。）
- (3) 発注者の承認により運営委員会が除名を決定することと併せて、発注者及び残存構成員は共同企

業体の名称変更に関する変更契約を締結するものとする。また、共同企業体の代表者となる残存構成員は除名した構成員に対して除名した旨を通知しなければならない（文例 13 から 15 まで）。

(4) 発注者は保証会社等に対して構成員の除名を承認した旨の通知を行うものとする（文例 16）。

(5) 発注者は直ちに出来形検査を行い、構成員の除名時点における工事の出来高（工事の完成度）を確認しなければならない。保証会社等による契約の保証が行われている場合には、当該保証会社等と連絡調整のうえ、残存構成員とともに当該保証会社等に立会を求め、出来高確認書に立会人の確認を求めるものとする。

第3 代表者を変更する場合

共同企業体の適正な運営を確保する観点から、工事着手後に代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、代表者を変更する。

1 代表者の変更

(1) 代表者の変更は、協定書第 21 条の規定に基づき、発注者及び代表者以外の構成員（以下別紙 2 において「他の構成員」という。）全員の承認により運営委員会において決定することが可能である。

(2) 「代表者としての責務を果たせなくなった場合」には、代表者としての権限行使が適切に行えなくなった場合等が該当すると考えられるが、単に更生手続開始の申立て等がなされた事実のみであれば該当しない。代表者としての責務を果たすことができるかどうかを実質的に判断する。

(3) 発注者及び他の構成員全員の承認により運営委員会が代表者の変更を決定することと併せて、発注者及び残存構成員は共同企業体の代表者変更に関する変更契約を締結するものとする（文例 17 から 19 まで）。

(4) 発注者は保証会社等に対して代表者の変更を承認した旨の通知を行うものとする（文例 20）。

2 出資割合の変更等

(1) 代表者は円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力が大きい者とされており、共同企業体の構成が高知県建設工事競争入札参加資格における格付の等級が異なる者による組合せの場合にあつては上位等級の者を代表者とするものとする。

(2) 代表者の出資割合は構成員中最大とされており、協定書第 19 条第 3 項（協定書第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定その他により新たな代表者の出資割合が構成員中最大となるよう変更するものとする。

(文例1) 脱退届

年 月 日

◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役 様

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 様

(脱退構成員)

△△建設株式会社

代表取締役

印

脱退届

当社は、◎◎建設株式会社及び〇〇建設株式会社と◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体（代表者 ◎◎建設株式会社）を設立し、下記工事を施工してまいりましたが、このたび、
の理由により当社の工事続行が不能となりましたので、◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書第 19 条第 1 項の規定に基づき脱退をご承認くださいますようお願いいたします。

なお、今後当社の脱退に関して◎◎建設株式会社、〇〇建設株式会社及び高知県には一切のご迷惑をお掛けしないことを誓約いたします。

記

工事名

受注金額

発注者 高知県

(文例2) 脱退承認願

年 月 日

(発注者)

高知県知事 様

◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役 (印)

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 (印)

脱退承認願

貴県と◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体（代表者 ◎◎建設株式会社）との間で

年 月 日に締結した請負契約に係る下記工事は、現在施工中ですが、このたび、構成員△△建設株式会社より添付書類のとおり当共同企業体からの脱退届が提出されました。

◎◎建設株式会社及び〇〇建設株式会社は、これを承認し、◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書第11条及び第19条第2項の規定に基づき◎◎建設株式会社及び〇〇建設株式会社にて契約を履行いたしますので、同協定書第19条第1項の規定に基づき脱退をご承認くださいますようお願いいたします。

記

工事名

受注金額

工期 自 年 月 日

至 年 月 日

添付書類 脱退届 (写し)

(文例3) 構成員脱退変更契約

工事請負契約変更契約書 (第 回)

年 月 日付けで発注者高知県と受注者◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体との間で締結し、年 月 日付け及び年 月 日付けで変更契約を締結した 工事請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(受注者の名称変更)

第1条 原契約書の受注者の名称を次のとおり変更する。

旧受注者 ◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

構成員 〇〇建設株式会社

△△建設株式会社

新受注者 ◎◎・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

構成員 〇〇建設株式会社

(契約の費用)

第2条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 高知県

契約担当者 高知県知事

印

受注者 ◎◎・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

構成員 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役

印

(文例4) 構成員の脱退承認

年 月 日

(保証会社等) ××株式会社

代表取締役 様

(契約機関)

高知県知事



共同企業体構成員の脱退承認について

貴社前払金保証に係る下記工事については、別添のとおり△△建設株式会社が◎◎・〇〇・△△特定建設
工事共同企業体の構成員から脱退することを 年 月 日付けで承認したので通知します。

記

- 1 受注者
- 2 工事名
- 3 受注金額
- 4 前払金額
- 5 部分払金額

(添付書類)

脱退届 (脱退構成員から共同企業体宛て写し)

脱退承認願 (共同企業体から発注者宛て写し)

変更契約書写し

(文例5) 除名承認願

年 月 日

(発注者)

高知県知事 様

◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役 (印)

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 (印)

除名承認願

貴県と◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体（代表者 ◎◎建設株式会社）との間で

年 月 日に締結した請負契約に係る下記工事は、現在施工中ですが、このたび、構成員△△建設株式会社は不渡事故を起こし、銀行取引停止処分を受けたことから、当共同企業体の構成員として不適格と認められます。よって、◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書第 20 条第 1 項の規定に基づき、同社を当共同企業体から除名いたしたく、貴県のご承認をお願いいたします。

なお、残工事につきましては、同協定書第 11 条及び第 20 条第 3 項において準用する第 19 条第 2 項の規定に基づき、◎◎建設株式会社及び〇〇建設株式会社にて契約を履行いたしますので、併せてご承認くださいますようお願いいたします。

記

工事名

受注金額

工期 自 年 月 日

至 年 月 日

添付書類 除名通知（案）

(文例6) 除名通知

年 月 日

△△建設株式会社

代表取締役

様

◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役

印

除名通知

貴社との間に◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体を設立して下記工事を施工してまいりましたが、年 月 日に貴社は不渡事故を起こし、銀行取引停止処分を受けた事実が判明しました。こうした行為は、当共同企業体の構成員として不適格と認められます。よって、◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書第20条第1項の規定に基づき、上記構成員の一致をもって貴社を除名しましたので、同協定書第20条第2項の規定により通知いたします。

記

工事名

受注金額

発注者 高知県

上記除名を承認する。

年 月 日

発注者 高知県知事

印

(文例7) 構成員除名変更契約

工事請負契約変更契約書 (第 回)

年 月 日付けで発注者高知県と受注者◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体との間で締結し、年 月 日付け及び年 月 日付けで変更契約を締結した 工事請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(受注者の名称変更)

第1条 原契約書の受注者の名称を次のとおり変更する。

旧受注者 ◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

構成員 〇〇建設株式会社

△△建設株式会社

新受注者 ◎◎・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

構成員 〇〇建設株式会社

(契約の費用)

第2条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 高知県

契約担当者 高知県知事

印

受注者 ◎◎・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

構成員 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役

印

(文例8) 構成員の除名承認

年 月 日

(保証会社等) ××株式会社
代表取締役 様

(契約機関)

高知県知事



共同企業体構成員の除名承認について

貴社前払金保証に係る下記工事については、別添のとおり△△建設株式会社を◎◎・〇〇・△△特定建設
工事共同企業体の構成員から除名することを 年 月 日付けで承認したので通知します。

記

- 1 受注者
- 2 工事名
- 3 受注金額
- 4 前払金額
- 5 部分払金額

(添付書類)

除名承認願 (共同企業体から発注者宛て写し)

除名通知 (共同企業体から除名構成員宛て写し)

変更契約書写し

(文例9) 脱退届

年 月 日

◎◎・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役 氏 名 様

(脱退構成員)

△△建設株式会社

代表取締役

印

脱退届

当社は、貴社と◎◎・△△特定建設工事共同企業体（代表者 ◎◎建設株式会社）を設立し、下記工事を施工してまいりましたが、このたび、 の理由により当社の工事続行が不能となりましたので、◎◎・△△特定建設工事共同企業体協定書第19条第1項の規定に基づき脱退をご承認くださいますようお願いいたします。

なお、今後当社の脱退に関して貴社及び高知県には一切のご迷惑をお掛けしないことを誓約いたします。

記

工事名

受注金額

発注者 高知県

(文例 10) 脱退承認願

年 月 日

(発注者)

高知県知事 様

◎◎・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

脱退承認願

貴県と◎◎・△△特定建設工事共同企業体（代表者 ◎◎建設株式会社）との間で

年 月 日に締結した請負契約に係る下記工事は、現在施工中ですが、このたび、構成員△△建設株式会社より添付書類のとおり当共同企業体からの脱退届が提出されました。

◎◎建設株式会社はこれを承認し、◎◎・△△特定建設工事共同企業体協定書第 11 条及び第 19 条第 2 項の規定に基づき◎◎建設株式会社にて契約を履行いたしますので、同協定書第 19 条第 1 項の規定に基づき脱退をご承認くださいますようお願いいたします。

記

工事名

受注金額

工期 自 年 月 日

至 年 月 日

添付書類 脱退届（写し）

(文例 11) 構成員脱退変更契約

工事請負契約変更契約書 (第 回)

年 月 日付けで発注者高知県と受注者◎◎・△△特定建設工事共同企業体との間で締結し、年 月 日付け及び年 月 日付けで変更契約を締結した 工事請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(受注者の名称変更)

第1条 原契約書の受注者の名称を次のとおり変更する。

旧受注者 ◎◎・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

構成員 △△建設株式会社

新受注者 ◎◎特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

(契約の費用)

第2条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 高知県

契約担当者 高知県知事

印

受注者 ◎◎特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

(文例 12) 構成員の脱退承認

年 月 日

(保証会社等) ××株式会社
代表取締役 様

(契約機関)

高知県知事



共同企業体構成員の脱退承認について

貴社前払金保証に係る下記工事については、別添のとおり△△建設株式会社が◎◎・△△特定建設工事共同企業体の構成員から脱退することを 年 月 日付けで承認したので通知します。

記

- 1 受注者
- 2 工事名
- 3 受注金額
- 4 前払金額
- 5 部分払金額

(添付書類)

脱退届 (脱退構成員から共同企業体宛て写し)

脱退承認願 (共同企業体から発注者宛て写し)

変更契約書写し

(文例 13) 除名承認願

年 月 日

(発注者)

高知県知事 様

◎◎・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

除名承認願

貴県と◎◎・△△特定建設工事共同企業体（代表者 ◎◎建設株式会社）との間で

年 月 日に締結した請負契約に係る下記工事は、現在施工中ですが、このたび、構成員△△建設株式会社は不渡事故を起こし、銀行取引停止処分を受けたことから、当共同企業体の構成員として不適格と認められます。よって、◎◎・△△特定建設工事共同企業体協定書第 20 条第 1 項の規定に基づき、同社を当共同企業体から除名いたしたく、貴県のご承認をお願いいたします。

なお、残工事につきましては、同協定書第 11 条及び第 20 条第 3 項において準用する第 19 条第 2 項の規定に基づき、◎◎建設株式会社にて契約を履行いたしますので、併せてご承認くださいますようお願いいたします。

記

工事名

受注金額

工期 自 年 月 日

至 年 月 日

添付書類 除名通知（案）

(文例 14) 除名通知

年 月 日

△△建設株式会社

代表取締役

様

◎◎・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

除名通知

貴社との間に◎◎・△△特定建設工事共同企業体を設立して下記工事を施工してまいりましたが、年 月 日に貴社は不渡事故を起こし、銀行取引停止処分を受けた事実が判明しました。こうした行為は、当共同企業体の構成員として不適格と認められます。よって、◎◎・△△特定建設工事共同企業体協定書第 20 条第 1 項の規定に基づき、貴社を除名しましたので、同協定書第 20 条第 2 項の規定により通知いたします。

記

工事名

受注金額

発注者 高知県

上記除名を承認する。

年 月 日

発注者 高知県知事

印

(文例 15) 構成員除名変更契約

工事請負契約変更契約書 (第 回)

年 月 日付けで発注者高知県と受注者◎◎・△△特定建設工事共同企業体との間で締結し、年 月 日付け及び年 月 日付けで変更契約を締結した 工事請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(受注者の名称変更)

第1条 原契約書の受注者の名称を次のとおり変更する。

旧受注者 ◎◎・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

構成員 △△建設株式会社

新受注者 ◎◎特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

(契約の費用)

第2条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 高知県

契約担当者 高知県知事

印

受注者 ◎◎特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 ◎◎建設株式会社

代表取締役

印

(文例 16) 構成員の除名承認

年 月 日

(保証会社等) ××株式会社
代表取締役 様

(契約機関)

高知県知事



共同企業体構成員の除名承認について

貴社前払金保証に係る下記工事については、別添のとおり△△建設株式会社を◎◎・△△特定建設工事共同企業体の構成員から除名することを 年 月 日付けで承認したので通知します。

記

- 1 受注者
- 2 工事名
- 3 受注金額
- 4 前払金額
- 5 部分払金額

(添付書類)

除名承認願 (共同企業体から発注者宛て写し)

除名通知 (共同企業体から除名構成員宛て写し)

変更契約書写し

(文例 17) 除名及び代表者変更承認願

年 月 日

(発注者)

高知県知事 様

◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

構成員 〇〇建設株式会社

代表取締役 (印)

構成員 △△建設株式会社

代表取締役 (印)

除名及び代表者変更承認願

貴県と◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体（代表者 ◎◎建設株式会社）との間で

年 月 日に締結した請負契約に係る下記工事は、現在施工中ですが、このたび、代表者◎◎建設株式会社は不渡事故を起こし、銀行取引停止処分を受けたことから、当共同企業体の構成員として不適格と認められます。よって、◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書第 20 条第 1 項の規定に基づき同社を当共同企業体から除名いたしたく、また、代表者について同協定書第 21 条の規定に基づき〇〇建設株式会社に變更いたしたく貴県のご承認をお願いいたします。

なお、残工事につきましては、同協定書第 11 条及び第 20 条第 3 項において準用する第 19 条第 2 項の規定に基づき、〇〇建設株式会社及び△△建設株式会社にて契約を履行いたしますので、併せてご承認くださいますようお願いいたします。

記

工事名

受注金額

工期 自 年 月 日

至 年 月 日

添付書類 除名通知（案）

(文例 18) 除名通知

年 月 日

◎◎建設株式会社

代表取締役

様

◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役

印

構成員 △△建設株式会社

代表取締役

印

除名通知

貴社との間に◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体を設立して下記工事を施工してまいりましたが、年 月 日に貴社は不渡事故を起こし、銀行取引停止処分を受けた事実が判明しました。こうした行為は、当共同企業体の構成員として不適格と認められます。よって、◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体協定書第 20 条第 1 項の規定に基づき、上記構成員の一致をもって貴社を除名しましたので、同協定書第 20 条第 2 項の規定により通知いたします。

記

工事名

受注金額

発注者 高知県

上記除名を承認する。

年 月 日

発注者 高知県知事

印

(文例 19) 構成員除名及び代表者変更契約

工事請負契約変更契約書 (第 回)

年 月 日付けで発注者高知県と受注者◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体との間で締結し、年 月 日付け及び年 月 日付けで変更契約を締結した 工事請負契約書 (以下「原契約書」という。)の一部を次のように変更する契約を締結する。

(受注者の名称等変更)

第1条 原契約書の受注者の名称及び代表者を次のとおり変更する。

旧受注者 ◎◎・〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 ◎◎建設株式会社

構成員 〇〇建設株式会社

△△建設株式会社

新受注者 〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

構成員 △△建設株式会社

(契約の費用)

第2条 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書3通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 高知県

契約担当者 高知県知事

印

受注者 〇〇・△△特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役

印

構成員 住所

氏名 △△建設株式会社

代表取締役

印

(文例 20) 構成員の除名及び代表者変更承認

年 月 日

(保証会社等) ××株式会社
代表取締役 様

(契約機関)

高知県知事



共同企業体構成員の除名及び代表者変更の承認について

貴社前払金保証に係る下記工事については、別添のとおり◎◎建設株式会社を◎◎・〇〇・△△特定建設
工事共同企業体の構成員から除名するとともに、〇〇建設株式会社を新たな代表者とするを 年 月
日付けで承認したので通知します。

記

- 1 受注者
- 2 工事名
- 3 受注金額
- 4 前払金額
- 5 部分払金額

(添付書類)

除名及び代表者変更承認願 (共同企業体から発注者宛て写し)

除名通知 (共同企業体から除名構成員宛て写し)

変更契約書写し

高知県建設工事共同企業体取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第5条 共同企業体方式を活用する場合は、原則として次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める規模の工事とする。</p> <p>(1) 土木一式工事 発注予定額が<u>3億円以上</u>のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 上記以外の工事 発注予定額が<u>3億円以上</u>のもの</p> <p>2 <u>前項第1号に定める工事については発注予定額が1億2,500万円以上、前項第2号及び第3号に定める工事については発注予定額が当該各号に定める規模の2分の1以上であり、かつ、県内業者の技術力の向上に資すると認められるものその他特に必要と認められるものについては、同項の規定に関わらず、共同企業体方式を活用することができるものとする。</u></p> <p>第6条～第11条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成16年5月1日から施行する。</p> <p>(他の要領の廃止)</p> <p>2 高知県建設工事共同企業体取扱要領(平成10年4月6日付け10監第14号)は、廃止する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成25年5月17日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用す</p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(対象工事等)</p> <p>第5条 共同企業体方式を活用する場合は、原則として次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める規模の工事とする。</p> <p>(1) 土木一式工事 発注予定額が<u>2億円以上</u>のもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 上記以外の工事 発注予定額が<u>2億円以上</u>のもの</p> <p>2 前項各号に掲げる工事で、発注予定額が当該各号に定める規模の2分の1以上であり、かつ、県内業者の技術力の向上に資すると認められるものその他特に必要と認められるものについては、同項の規定に関わらず、共同企業体方式を活用することができるものとする。</p> <p>第6条～第11条 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成16年5月1日から施行する。</p> <p>(他の要領の廃止)</p> <p>2 高知県建設工事共同企業体取扱要領(平成10年4月6日付け10監第14号)は、廃止する。</p> <p>附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成25年5月17日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用す</p>

新	旧
<p>る。 (他の通知の廃止)</p> <p>2 入札参加者基準及び共同企業体の特例について(24高建管第782号平成24年10月25日付け土木部長通知)は、平成25年5月16日限り、廃止する。ただし、同日以前に既に公告を行った一般競争入札については、同通知の規定は、なお効力を有するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用する。</u></p>	<p>る。 (他の通知の廃止)</p> <p>2 入札参加者基準及び共同企業体の特例について(24高建管第782号平成24年10月25日付け土木部長通知)は、平成25年5月16日限り、廃止する。ただし、同日以前に既に公告を行った一般競争入札については、同通知の規定は、なお効力を有するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</p>